

一八会会則 改正（案）

1. 会則改正

2023年3月28日に行われた分科会「会則を熟考する」において会員21名が出席しました。

参加者で会則を見直し、改正を検討しました。

2. 改正事項

現行	改正
<p>【事業】</p> <p>4. 本会は第一条の目的を達成する為に、月一回の定例研究会を開催する。又、必要に応じて宿泊研修会、視察等を実施する。</p>	<p>【事業】</p> <p>4. 本会は第一条の目的を達成する為に、月一回の定例研究会（以下、定例会）を開催する。又、必要に応じて宿泊研修会、視察等を実施する。</p>
<p>【理由】定例研究会の表現が4条のみで、以下の表現は全て定例会になっているため。</p>	

現行	改正
<p>【会員】</p> <p>5. 本会は姫路市内及び近隣地域における若手経営者、並びに後継者により組織し、新規の入会については会員一名以上の推薦を要し本会の全員の賛成を必要とするが、既会員と同一業種の場合は入会を認めない。但し、業態や商圏が大きく異なる場合及び開業予定者は役員会にて検討する。</p> <p>9. 新入会予定者は、入会金及び会費を納入して初めて本会会員となる。</p>	<p>【会員】</p> <p>5. 本会は姫路市内及び近隣地域における若手経営者、並びに後継者により組織する。</p> <p>【入会】</p> <p>10. ①新規の入会については会員一名以上の推薦を要し、本会の全員の賛成を必要とする。但し、既会員と同一業種の場合は入会を認めない。尚、業態や商圏が大きく異なる場合は役員会にて検討する。②開業予定者の入会については役員会にて検討する。③新入会予定者は、入会金及び会費を納入して初めて本会会員となる。（10条が9条に繰り上がる）</p>
<p>【理由】適切な文章表現と入会条件を明確にするため。</p>	

現行	改正
<p>6. 本会の定数は原則として40名とするが、欠員が生じても役員会により認めるまで欠員の補充は行わない。</p>	<p>6. 本会の会員数は原則として40名とする。</p>
<p>【理由】定数とすると40名以外は会則違反になり、会員数とすることにより過不足が許容される。欠員が生じても～は40名を下回っていても増員する必要性が弱まるため消去。</p>	

現行	改正
<p>【 シニアメンバー 】</p> <p>11. ①卒業生は、シニアメンバーと称し、終身いつでも本会事業に参加する資格を有する。</p> <p>②シニアメンバーは、本会則（第11条及び第7条2項を除く）を適用しない。</p> <p>③シニアメンバーには、年度毎に事業計画書（案）を配し、慶弔のある場合には、その都度、役員会より連絡する。</p> <p>④シニアメンバーは、事務費及び慶弔費として5,000円（年間）を負担しなければならない。事業参加を希望する者は、その都度、役員会へその旨申し出て、事業参加時に役員会の定める経費を負担しなければならない。</p>	<p>【 シニアメンバー 】</p> <p>11. ①卒業生は、シニアメンバーと称する資格を有する。</p> <p>②シニアメンバーは、事務費及び慶弔費として5,000円（年間）を負担しなければならない。</p> <p>③シニアメンバーは終身いつでも本会事業に参加する資格を有する。事業参加を希望する者は、その都度、役員会へその旨申し出て、事業参加時に役員会の定める経費を負担しなければならない。</p> <p>④シニアメンバーには、年度毎に事業計画書（案）を配し、慶弔のある場合には、その都度、役員会より連絡する。</p> <p>⑤シニアメンバーは、本会則（第11条及び第7条2項を除く）を適用しない。</p>
<p>【理由】表現を明確にして間違っ了解が無いようにするため。</p>	

現行	改正
<p>【 定例会 】</p> <p>12. 本会は、原則として毎月一回第2火曜日に開催し、必要な場合には会長より召集する。</p>	<p>【 定例会 】</p> <p>12. 本会は、原則として毎月一回第2火曜日に定例会を開催し、必要な場合には会長より召集する。</p>
<p>【理由】 条文を明確なものとするため。</p>	

現行	改正
<p>14. ①本会は、毎年4月に定時総会を開かねばならない。総会は過半数の出席をもって成立し、決定は出席者の過半数を要する。</p>	<p>14. ①本会は、毎年4月に定時総会を開かなければならない。総会は過半数の出席をもって成立し、決定は出席者の過半数を要する。</p>
<p>【理由】 他の条文は「なければ」であるが14条のみ「ねば」の表現になっている。表現の統一のため。</p>	

現行	改正
<p>【 顧問会 】</p> <p>20. ①本会は、役員会の他に顧問会を置く。その構成は、前期会長より遡り10代までの会長であった会員及び卒業生とする。</p>	<p>【 顧問会 】</p> <p>20. ①本会は、役員会の他に顧問会を置く。その構成は、前期会長より遡り10代までの会長であった会員及びシニアメンバーとする。</p>
<p>【理由】 適切な人員配置のため。</p>	

現行	改正
<p>※シニアメンバーに関する供花について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご本人の場合にのみ、シニア会と合同で用意する ・金額は役員によりその都度決定 <p>※葬儀の受付について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・喪主に確認の上、有無を決定する事 ・会員に関する場合、役員から2名以上配置する ・シニアメンバーに関する場合、役員とシニア会から2名を配置する 	<p>※シニアメンバーに関する供花について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご本人の場合にのみ、シニアメンバーと合同で用意する ・金額は役員によりその都度決定 <p>※葬儀の受付について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・喪主に確認の上、有無を決定する事 ・会員に関する場合、役員から2名以上配置する ・シニアメンバーに関する場合、役員とシニアメンバーから2名を配置する
<p>【理由】シニア会は非公式の集まりであり、会則に明記するのは適切ではないため。</p>	